

千葉県告示第951号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により千葉県学校給食費滞納者の未収金収納業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年11月30日

千葉市長 熊谷俊人

1 受託者の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷2-16-8

南雲ビル2階・4階

弁護士法人舘野法律事務所

弁護士 舘野 完

2 委託する事務の種類

千葉県学校給食費滞納者の未収金収納業務

3 委託する期間

令和2年11月24日から令和3年3月31日まで